

2022年3月18日

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
バイオマス担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ
第二次中間整理（案）」に対する意見について

2022年2月18日付けで意見募集が開始された「バイオマス持続可能性ワーキンググループ第二次中間整理（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ第二次中間整理(案)」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見	理由
1	11	<p>Ⅱ. バイオマス燃料に対して求める持続可能性に関する検討</p> <p>2. (2) ライフサイクルGHG排出量の基準<適用対象></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所には記載されていないが、2022年3月1日から意見公募されている「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)改正案」には、「2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるものとする。」(第2章3.(留意事項2))と記載されている。 ● バイオマス発電導入による再生可能エネルギー電力の最大限活用のためにも、当初予定していたサプライヤーからのバイオマス燃料の調達不調時等における代替調達等(同一の価格区分に属する他の燃料種の調達や同一価格区分に属する他の燃料種との混焼比率の変更等を含む)の可能性を妨げるような基準の事後的な追加はご容赦願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既認定案件へのライフサイクルGHG削減基準の事後的な設定は、ある時点の制度にもとづき投資判断をしている事業者、与信判断をしている金融機関に対して悪影響を与え得る遡求適用であり、第二次中間整理(案)記載のとおり、「既認定案件については、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組み立てられている事例があることから、一定の制約があることに留意が必要である。」ことから、既認定案件に対するGHG削減基準の遡求適用はすべきではないと考えるため。
2	11	<p>Ⅱ. バイオマス燃料に対して求める持続可能性に関する検討</p> <p>2. (2) ライフサイクルGHG排出量の基準<</p>	<p>※(以下①～③は、2022年3月1日から意見公募されている「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)改正案」の「第2章3.(留意事項2)」に記載のとおり「2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見)</p> <p>①同一価格区分の範囲内または国内未利用材の利用促進のために燃料種や混焼比率を変更する場合に</p>	<p>①「燃料の計画変更の認定」のうち、資源エネルギー庁作成「調達価格が変更される事業計画の変更整理</p>

#	頁	該当箇所	意見	理由
		適用対象>	<p>については、GHG 排出量削減基準の適用対象としないことを明確にしていきたい。</p> <p>②「使用する全ての燃料」ではなく、追加する燃料区分のバイオマス燃料に限ってライフサイクル GHG 排出量の削減基準を適用することについても検討していきたい。</p> <p>③事業化に向けた事業者側の最終投資決定および融資契約の締結を完了し、事業の進行に向けて FIT 認定の燃料の計画変更を含む最終調整を検討している事業者が悪影響が生じないように、GHG 排出量削減基準の適用時点の猶予を含め、慎重に検討のうえ本文言の適用について最終確定いただきたい。「ラ</p>	<p>表」において調達価格の変更の対象としない事由を整理いただいているが、「2021 年までの既認定案件」の安定的な事業遂行の観点から、20 年という長い事業期間の中で、当初想定したサプライヤーからのバイオマス燃料の調達が不調となった場合等において同一価格区分の範囲内で、燃料種や混焼比率を変更することについては一定予見される。また、バイオマス発電事業の運営において、地域貢献や国内資源の利活用の観点から国内材の混焼を検討する事業者にとっては、当該変更により制約がかかることで既認定案件の事業遂行や国内資源の利活用促進に支障が生じる可能性もある。こうした事態を回避すべきと考えるため。また、現状、「変更認定申請」と「事前変更届出」の境界線が不明確になっている変更事由があるものと理解。GHG 排出量の削減基準が適用されるかどうかの観点で、適用となる変更事由の明確化が必要と考える。</p> <p>②「燃料の計画変更の認定」を受けた新たな燃料だけでなく、既存の燃料まで削減基準の適用を受けるのは、2021 年までの既認定案件との平仄がとれていないことから避けるべきと考える。</p> <p>③今回の GHG 排出量削減基準の既認定案件への追加適用は、2021 年 11 月 22 日開催の第 13 回バイオマス持続可能性 WG における資源エネルギー庁作成資料において明示されたものと認識。その時点から 2021 年度のバイオマス発電の変更認定の申請期限である 2021 年 12 月 3 日まではほとんど日数がなく、20</p>

#	頁	該当箇所	意見	理由
			<p>ライフサイクル GHG 排出量の確認方法」等、バイオマス持続可能性 WG において来年度（2022 年度）以降の継続協議項目も多い中、「GHG 削減基準の適用」について、2022 年 4 月の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」の改正に織り込むことありきで検討を進めることはご容赦いただきたい。</p>	<p>22 年度以降に燃料の計画変更の認定を受ける既認定案件に対して適用するとなると、事業者が対応困難な制度設計であり、既存のファイナンス済みの事業に対する悪影響も想定される。事業者にとって一定の予見性が確保される必要があると考えるため。また、変更認定審査については、標準処理期間を超えて、審査に時間がかかることもある認識。変更認定審査期間の実態も踏まえて、事業者側でスケジュール管理不能な不利な制度設計とならないよう配慮が必要と考える。</p>
3	11	<p>Ⅱ. バイオマス燃料に対して求める持続可能性に関する検討</p> <p>2. (2) ライフサイクル GHG 排出量の基準 < 適用対象 > 1 点目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2022 年度以降の認定案件については、ライフサイクル GHG の確認制度の適用が開始された後に、ライフサイクル GHG 排出量の基準を適用する。」と記載されている。 ● ライフサイクル GHG 排出量の基準を満たしていることの確認方法（①既定値や個別計算の内容の作成、②確認スキーム、③確認のタイミング等）については、来年度（2022 年度）以降のバイオマス持続可能性 WG で議論される予定で制度が確定していないため、新規認定案件のファイナンス組成に悪影響が生じる可能性がある。確認方法、適用時期については、事業者や金融機関とよく擦り合わせのうえ、決定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG 排出量の計算方法も確定していない中では、新規認定案件への影響を測りかねるため。
4	11	<p>Ⅱ. バイオマス燃料に対して求める持続可能性に関する検討</p> <p>2. (2) ライフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2021 年度までの既認定案件については、ライフサイクル GHG 排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求める。」と記載されている。 ● GHG 排出削減状況の評価を今後行うことになった場 	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオマス発電事業の燃料調達は個別性が強いことから、単にライフサイクル GHG 排出量を数値で比較することよりも、夫々の商流を踏まえたライフサイクル GHG の排出削減に向けた取組み内容を評価することが全体としてのライフサイクル GHG 排出量の削減に繋がり、望ましいものとするため。

#	頁	該当箇所	意見	理由
		サイクルGHG排出量の基準<適用対象>2点目	合には、バイオマス発電事業者間におけるライフサイクル GHG 排出量の定量的な優劣が明らかになることも想定されるが、ライフサイクル GHG 排出量の数値のみを単純比較して、最大限の排出削減の努力ができていないと評価するのではなく、各バイオマス発電事業者が夫々の商流を踏まえたライフサイクル GHG の排出削減に向けた取組み状況を確認のうえ評価いただきたい。	
5	17	Ⅲ. 農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性の確認に関する検討 3. 確認期限(経過措置)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「PKS 及びパームトランクについては、従前のおり 2023 年 3 月 31 日を認証の期限とするが、2022 年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び体制の拡充を踏まえた認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ、本ワーキンググループにおいて改めて検証・検討を行う。」と記載されている。 ● 事業者における認証取得スケジュールを確認のうえ、無理のない期限設定となるように留意いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による認証取得の加速化には賛同するが、今回の認証を取得する主体は非常に広く、コロナ渦の移動制限等により認証機関の確認が進まないこと、認証機関の処理能力の不足等、事業者に起因しない事情により認証取得に時間を要することも想定されるため。

以 上